

20消安第13169号
平成21年3月25日

動物検疫所長 殿

動物衛生課長

ブラジルにおける指定加熱処理施設からの加熱処理肉等の輸入一時
停止措置について

家畜伝染病予防法施行規則（昭和29年農林省令第35号）第43条の規定に基づくブラジルにおける偶蹄類の動物の肉等の指定加熱処理施設のうち、下記の施設について、同国から我が国に輸出される偶蹄類の動物の加熱処理肉等の家畜衛生条件に規定する加熱処理施設の指定基準を満たしていない旨報告があったことから、当該施設で2009年3月13日以降に加熱処理された偶蹄類の動物の肉等については、輸入停止措置を講じることとしたので、動物検疫の実施に当たっては的確な対応をお願いします。

なお、SIF385及びSIF458については、ブラジル政府に対し改善措置の報告を求めているところであり、その報告を待って輸入停止措置の解除を判断することとしている。またSIF2979については、日本向け輸出の意志がないことから、追って指定を取り消すこととしている。

記

施設番号	名称	住所
SIF 385	JBS S/A	Andradina, Sao Paulo
SIF 458	JBS S/A	Presidente Epitacio, Sao Paulo
SIF 2979	JBS S/A	Araputanga, Mato Grosso